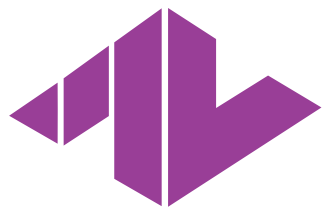


都留

市議会だより



第134号 平成17年2月1日発行

都留市議会事務局

山梨県都留市上谷一丁目1番1号
☎(43)1111 郵便番号402-8501

URL <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>
E-mail gikai@city.tsuru.yamanashi.jp



成人式(うぐいすホール)

十二月定例会会期日程

12月6日

本会議

(開会)

◎諸報告

◎会議録署名議員の指名

◎会期の決定

◎提出議案の市長説明並びに

所信表明

◎議案審議

◎議案及び請願の委員会付託

12月13日

本会議

◎一般質問

12月15日

総務常任委員会

社会常任委員会

12月16日

経済建設常任委員会

12月20日

本会議

◎常任委員長報告

◎議案審議

(閉会)

十二月定例会は、十二月六日招集され、会期を二十日までの十五日間と定め開かれました。

この定例会では、市長の提出議案として、条例制定案一件、条例改正案一件、補正予算案六件、人事案件一件、その他の案件三件が提出され、慎重な審査の結果一件が修正可決、十一件が可決（同意）されました。

議会関係としては、請願三件が上程され、慎重な審査の結果、一件が採択、二件が継続審査となりました。

また、請願による議員提出意見書案一件が提出され、慎重な審査の結果、可決されました。

市長の所信表明



小林義光市長

本議会に提出をいたしました案件について、その概要を申し上げます。併せて私の所信の一端を申し上げます。議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本日、平成十六年十二月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご出席まことに苦勞様でございます。

また、市政推進にあたりまして、日頃から多大なご協力とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

くの市町村では、生活道路やライフラインの復旧が、なされていない状況にあります。

また、仮設住宅の建設も急ピッチで進められておりますが、入居希望者数に対して、その数は充足されておらず、多くの方々が余震活動と寒さに耐えながら不自由な避難生活を強いられております。

この地震で犠牲となられた皆様方のご冥福を心からお祈り申し上げますと共に、負傷者並びに被災されました方々に衷心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復興を心から念願するものであります。

このような中、全国からの人員や物資、義援金など、支援の輪が広がり、本市におきましても義援金の募金活動を行い、市役所、市内四ヶ所のコミュニティセンター、都留文科大、市立病院、いきいきプラザ都留の計八ヶ所に募金箱を設置いたしましたところ、多くの市民の皆様から尊い善意が寄せられましたので、都留市議会、都留市職員の義援金と合わせ、百三十一万八十六円を被災地に送らせていただきました。

さらに、多くの市民や市内の団体から毛布等の防寒具や義援金が送られていると仄聞

しているところであり、その心暖まる行動に対し深く敬意を表するものであります。

またこれまで、都留市消防本部、都留市社会福祉協議会、山梨県建築士会都留支部等により、多くの人的派遣が行われてまいりましたが、この度、山梨県より市職員二名の派遣依頼がありましたので、先月十一日から十七日まで、現地での「家屋被害状況調査」に従事するため、新潟県長岡市に派遣をしたところでありま

す。この内一名は、総務課防災担当の職員を派遣し、被災地での救援・救護活動や被災者の医療・福祉への対応状況、また、ライフラインの復旧、災害ゴミの処理状況など、様々な問題を直に見聞してまいりました。

その貴重な体験を、他の現地にいった人々と共に、連携・協力する中、今後の本市の防災計画など、防災行政に役立ててまいりたいと考えております。

この「新潟県中越地震」では、内陸部で発生いたします直下型地震の脅威を改めて思い知らされました。

本市は、「大規模地震対策特別措置法」が施行されたこと

に伴い、プレート型の「東海地震」や「東南海・南海地震」などの地震対策強化地域に指定されるなど、大地震発生の切迫性が高いと言われております。

さらに、文部科学省の地震調査研究推進本部の報告によりますと、山梨県は、「糸魚川（静岡構造線）」、「釜無川断層」、「曾根丘陵断層」、「藤の木愛川断層」と、直下型地震を誘発する可能性が高い主要活断層が四ヶ所も存在しており、山梨県の「地震被害想定調査報告書」では、仮に「藤の木愛川断層」において地震が発生した場合、本市の被害は、死者百二名、負傷者千八十六名、住居制約世帯数三千五百九十一世帯、住居制約者数一万二千三百三十二名と、市民の三分の一にも及ぶ被害が予想されております。

本市では、日頃より市民のご理解とご協力をいただき、自治会単位の自主防災組織への可搬式小型動力ポンプ、非常用発電機などの機材整備を計画的に進めると共に、毎年九月上旬に各地区で実施しております総合防災訓練などを通じて、防災意識の高揚を図っているところであります。地震などの大規模災害時に



は、被災者に対する行政の迅速な対応は勿論のこと、家屋の倒壊などから迅速に災害弱者を救う「共助」の精神による地域の人々の連携と防災力の向上が最も重要であります。

このようなことから、自主防災組織を始め様々な団体のさらなる充実強化を図るため、総務課防災担当及び消防職員による防災資機材の使用方法や応急手当の習得訓練、家屋等の耐震対策への取り組みなどの講演・研修活動を現在までに、市内十八ヶ所において実施しているところであり、今後全市内への拡大を図ってまいりたいと考えております。

なお、平成十七年の「ふるさとカレンダー」は、地震を始め、風水害や富士山ハザードマップ、防災マニュアル等、市民の防災意識の高揚と防災対策の強化を図るための様々

な情報を掲載した「防災カレンダー」とし、十二月中には各家庭に配布される予定であります。

今後市民の生命、財産、身体を守り、安全で安心な地域社会の実現のため、最大限の努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、国と地方の財政をめぐる「三位一体改革」は、十一月二十六日政府・与党による協議会において、「全国知事会」・「全国市長会」などの地方六団体が結束して提言した、約三兆二千億円の税源移譲に見合う、国庫補助負担金廃止の具体案、地方交付税のあり方などの改革案に対する全体像を明らかにしました。

それによりますと、平成十七・十八年度における国から地方への補助金削減額は、約二兆八千三百八十億円、その見返りに地方へ移譲する税源は、十五年度分も含め約二兆四千六百六十億円にとどまり、補助金削減のうち、焦点の義務教育費国庫負担金、約八千五百億円や施設整備費の約六千億円、さらに、生活保護費、児童扶養手当等決着が先送りされ、補助金削減と税源移譲

を通じ、地方分権を進める効果には乏しく、地方交付税圧縮による行革にも踏み込んでおらず、「地方にできることは地方に」とのスローガンに限界を感じさせるものであります。

本来、三位一体改革が目指しているものは、単なる補助金削減や税源移譲ではなく、地方の自己責任と自己決定の理念のもと、その自主性を拡大し、教育や福祉政策など、独自性を発揮したまちづくりを行う地方分権の推進や、国、地方を通じた予算改革、財政改革を加速するところにあります。

その点では、今回示された全体像は、主要な部分について先送りされるなど、地方の自律度を高めることを目的とした地方案に、規模的にも内容的にも及ばず、不十分なものであったといわざるを得ません。

今後、全体像の具体化にあたっては、より地方案の実現を基調とする中で、国と地方の協議の場が継続され、地方分権の理念に沿った改革となるよう引き続き政府に対し、全国市長会などを通じて、強く求めてまいりたいと考えております。

このような状況の中、本市では、行政のあり方や果たすべき役割を明確にし、これからの都留市の未来像を描いて、具体的な政策を創造していくため、「第五次都留市長期総合計画」を策定することといたしました。

これまで、昭和四十四年度を初年度とする「都留市長期総合開発計画」、昭和五十四年に「第二次都留市長期総合計画」、昭和六十年に「第三次都留市長期総合計画」、さらに、平成八年三月には、平成十七年度を目標年次とする「第四次都留市長期総合計画新世紀プラン都留」を策定し、時代の流れを的確に捉え、二十一世紀を展望した総合的かつ長期的な都市づくりに努めてまいりました。

現在、本市では「個性輝く創造社会」、「持続可能な定常社会」、「互恵・共生社会」を、三つの目指すべき地域社会像として掲げる中、地方分権時代に対応した、都留市第三次行財政改革大綱並びに、実施計画を定め、効率的で効果的な行財政経営に努めると共に、市民と行政がそれぞれの責任を果たしつつ、パートナーシップによる協働型のまちづくり「市民自治つる21」

の確立に努めているところであります。

この度、策定する新長期総合計画は、それらの目指すべき地域社会像を具現化するための基本方針として制定するものであり、様々な施策の上位計画としての性格を有するもので、基本構想、基本計画、実施計画の三部構成で、基本構想は、平成十八年度を初年度に、平成二十七年を最終目標年度とする十ヶ年計画とし、基本計画は、近年の社会经济情勢の目まぐるしい変化に柔軟に、かつ迅速に対応出来るものとするため、前半の五年を前期、後半の五年を後期として策定することといたしました。

また、この計画の円滑な実施を促進するため実施計画はローリング方式とし、三年度をサイクルといたしたいと考えております。

計画の策定にあたりましては、限られた財源と人的資源を有効に活用し、あわせて、



職員の法務能力・財務能力・政策形成能力の育成を図るため、これまでのシンクタンクなどへの外部委託を改め、職員が主体となり策定するものとし、また、市民と行政のパートナーシップによる協働型まちづくりを具体化するため、市民まちづくり会議を発足させるなど、市民と職員の手づくりによる新長期総合計画を策定してまいりたいと考えております。

また、市制五十周年を契機として、これまでの「織物と学園の城下町」に変わる新たなキャッチフレーズを、本年七月に市広報を通じて募集いたしましたところ、五十点の応募があり、九月二十二日開催されました都留文科大学金子博学長を委員長とする「都留市キャッチフレーズ審査委員会」において、慎重なる審査を行ったところ、市内在住の小俣幸大氏より応募がありました「人いきいき・リニア翔る学園の城下町 つる」に決定されました。

新キャッチフレーズは、全ての市民が心身共に健康で、産業経済も活性化するという意味を「人いきいき」に、二十一世紀においてリニアと共に、都留市がさらに飛躍する

イメージを「リニア翔る」に、また、特色ある歴史と伝統を有し、さらに、都留文科大学を中心とする学園都市のイメージを「学園の城下町」に、それぞれ込めたものであり、この新キャッチフレーズを掲げ、个性的で魅力的な、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

市町村合併について

都留市と道志村は、これまで、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づく、法定合併協議会へ移行の準備段階として、本年三月十八日に、任意合併協議会を設置し、合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置などの調整方針案について了承を得ると共に、都留市と道志村が合併した場合の将来像を示す「新市将来構想」を策定し、この概要版の全世帯配布や、住民説明会の開催などを通じて、住民の皆様への情報提供に努めてまいりました。

しかしながら、法定合併協議会への移行につきましては、「県道都留道志線」の新トンネル建設問題や、合併協議継続に係る住民意向調査の実施結果などについて、「検討の時間

がほしい」との道志村からの申し出があり、継続協議となっておりましたが、十月二十九日に、開催された第七回任意合併協議会において、道志村長から法定協議会へ移行したい旨の判断が示され、協議を行いました。道志村委員が意思統一に至っていないため、任意協議会は休止となりました。

その後、道志村長より、「協議会委員の会合を開き、法定協議会への移行について協議を行ったが、意見の統一が図れないため、任意合併協議会を再開し法定協議会設置について、任意協議会運営規程により、委員の採決により決定していただきたい」との要請がありましたので、これを受け入れ、去る十一月二十五日に、第八回任意合併協議会を開催し協議を尽くした後、委員の採決を行ったところ、法定協議会の設置については、多くの委員の賛成により決定されました。

この任意合併協議会の決定を重く受け止め、今議会に、地方自治法第二百五十二条の二第一項及び市町村の合併の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づき規約を定め、都留市・道志村合併協議会の

設置について、付議したところであります。

「市町村の合併の特例に関する法律」による特例措置が講じられる期限である平成十七年三月末まで、残りわずかとなりましたが、地方分権時代にふさわしい个性的で自律的な連帯感あふれる地域社会を実現するため、両市村の将来像をしっかりと見据え、合併に関するあらゆる研究、協議を尽くし、最良の選択ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

家中川小水力市民発電所建設事業について

化石燃料の大量消費を始めとする様々な要因で、引き起こされる地球規模の環境問題に対応するため、本市では、目指すべき地域社会像のひとつに「持続可能な定常社会」を掲げ、また、五つの体系からなる行動計画のひとつとして「環境にやさしいまちづくり グリーンアクションつる」を位置付けております。

平成十一年四月に「都留市環境保全行動計画」、平成十三年三月には「都留市地球温暖化対策実行計画」を策定し、

電気使用量の削減や低公害車の導入等によるエネルギー削減やリサイクル用品の購入などのグリーン購入の促進、さらに、住宅用太陽光発電システム補助制度及び家庭用生ゴミ処理機補助制度の創設等の諸施策を推進してまいります。

さらに、平成十五年二月には、地球環境に優しいクリーンな新エネルギーである太陽光、バイオマス、燃料電池、また、地域特性に合った自然エネルギーである小水力等の賦存量を調査し、本市における新エネルギー導入の促進及び新エネルギーへの意識啓発を図るため、「都留市地域新エネルギービジョン」を策定いたしました。

この中で、本市においては、



家中川小水力市民発電所(イメージ図)

太陽光、水力などのエネルギーが有望視され、これらを活用した五項目が重点プロジェクトとして取り上げられております。

中でも本市において、利用可能なエネルギーとして、最も有望視される小水力発電につきましましては、庁内に職員による専門班を設置し、家中川を利用した小水力発電機による市役所自家発電設備の導入について検討を重ね、その概要を十月一日から二十九日までの間、パブリックコメント制度に基づき、市民に周知すると共に、意見を公募いたしました。

この家中川小水力市民発電所建設事業は、平成十七年十月の完成を目標とし、新エネルギー・産業技術総合開発機構の中小水力発電開発費補助金と、市民参加型ミニ公募債を導入し、市役所庁舎前の暗渠を流れる家中川に、直径六メートルの木製下掛け水車一基、永久磁石式発電機、半導体電力変換装置を設置し、最大で二十キロワットの発電を計画しております。

これにより、常時は市役所の電力として利用し、夜間や土・日及び祝祭日等の市役所が軽負荷の時は、「電気事業者

による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」による発電を行い、年間で最大約十萬八千キロワットアワーを発電し、約百七十万円の電気料の軽減と、概ね八十トンの二酸化炭素の削減効果を予定しております。

しかしながら、家中川は、生活用水としても利用されているため、改善の傾向にあるとは言え、まだまだゴミ類が多く、また、年間を通じた水量変化が激しく、この河川を利用して下掛け水車による発電を行うには、コストの安い除塵方式と、水量の変化にも対応し、除塵時の停止、再起動時の発電ロスを軽減する効率的な発電方式の開発が不可欠となります。

このような課題に対応するため、固定レキと可動スクリーン、並びに、逆洗浄とが一体となった「新除塵装置」と、水量の変化にも対応できる「可変速下掛け水車発電システム」を組み合わせた新たなシステムを、新エネルギー・産業技術総合開発機構に、都留市発の新技術として申請しており、水力発電施設の設置に係わる新技術の導入事業としての採択を目指しているところであります。

小児救急医療体制の整備について

いつの時代においても、どんな状況においても子どもが健やかに成長することは、全ての親にとつての切なる願いであります。

しかし、小児期は病気に対する抵抗力が弱いため、様々な疾病に罹患しやすく、大人に比べると病状が急変したり、重症化する割合が非常に高いと言われております。

また、共稼ぎ世帯の増加や核家族化の進行により、休日や夜間になってから子どもの異常に気づくケースが多く、それが小児救急患者急増の大きな要因の一つと言われております。

山梨県の統計によりますと県内の休日・夜間における小児救急患者数は、平成十一年



度二万三千四百六十二人でしたが、平成十四年度には三万七千六十九人となり、三年間に約五八%増と言う高い伸びを示しており、小児科専門医や総合病院での受診態勢の充実を図ることが喫緊の課題となっております。

しかしながら、小児科医は、診察時間以外の夜間オンコールなどが頻繁にあり、ハードな勤務形態のうえ、現行医療法では小児科に対する診療報酬が低いことなどが加わり、市内はもろろんのこと県内においても小児科専門医の数は、慢性的に不足をしている状況にあります。

このような住民の切実な医療ニーズに応えることは、市単独では難しいため、これまで小児救急医療体制の確立について県に対し働きかけを行ってまいりましたが、この度、

山梨県では、県内八医療圏のうち六医療圏は小児科専門医の数が少なく、医療圏ごとに小児救急医療体制を構築することは困難であるため、広域的な医療体制を整備することとし、初期救急医療については、比較的交通のアクセスが良く、高度医療機器が整備され様々な検査機能を有する、甲府市の「甲府市医師会救急

医療センター」内に「小児初期救急医療センター」を、開設することが「山梨県小児救急医療事業運営協議会」において決定されたところであります。

この小児初期救急医療センターは、国庫補助金、県及び市町村負担金で運営され、甲府市医師会を中心とした県医師会、甲府薬剤師会等の協力を得て、平成十七年三月には施設整備を終え事業を開始する予定となっております。

このことにより、病気の子どもを持つ保護者は、休日・夜間でも安心して専門医に受診でき、早期治療による疾病の重症化が防げることが期待されております。

また、初期救急医療で対応できない重症患者に対しては、二次救急医療として小児病院群輪番制により、県立中央病院、市立甲府病院の外三病院が診療を行うこととなりました。

しかしながら、都留市を含む東部医療圏は、他の医療圏に比べ地理的に甲府市への交通アクセスが悪く、受診までの時間を要するため、市民がより安心して子育てが出来るよう、東部医療圏への小児救急医療体制整備を引き続き、

県に要望してまいりたいと考えております。

田原土地区画整理 事業について

この事業は、昭和六十三年の準備会発足以来十七年あまりの歳月を費やし、この度、事業の竣工式並びに駅の開業式を迎えることが出来ました。

この事業は本市における初の本格的な区画整理事業であり、今まで多くの困難とご苦労を乗り越え、事業を成し遂げられました田原土地区画整理組合の役員や組合員の皆様に対しまして、心より敬意を表するものであります。

なお、この事業地域内に新たに設置されました「都留文科大前駅」は、うぐいすホールや総合運動公園、都留文科大など各点在し、学術・芸術・スポーツの拠点として整備を進めております「都の杜・育みの里」への玄関口として市内外から多くの人々を迎え入れることとなります。

また、このエリア内は大規模店舗を始め、様々な店舗が集積する都留市の新たな商業の核として、その存在感を示すものと期待しているところであります。

土地の登記等の事務処理もあり、完全な事業完了まではしばらくの期間が必要となりますが、これを先例として、今後も私的財産の価値を高めるといふ目的だけでなく、安全で快適な美しい生活空間を、後世に残していくための公民運動としての新たな土地区画整理事業にも取り組んでまいりたいと考えております。

国道バイパス及び 県道井倉バイパス について

国道バイパスにつきましては、すでに都留トンネルから戸沢川までの二・四キロメートルが供用されておりますが、玉川から古川渡までの間を県道バイパスも含め、早急に開通させるべく事業を推進しているところであります。

現在の状況といたしましては、玉川から与繩に抜けるトンネル建設のため、両側の坑口部分の用地買収を進めると共に、井倉地区内におきまして、用地測量を進めているところであります。

また、この国道バイパスと国道百三十九号を結ぶ道路を、県道四日市場上野原線のバイパスとして山梨県が計画して

いるところであります。

このバイパスにつきましては菅野川に架ける橋梁設計のリング調査を行い橋梁設計の準備を進めるなど、国道バイパスと県道バイパスが平成十九年度内に同時開通できるよう作業を進めているところであり、本市もこれの進捗に積極的に協力すると共に、周辺道路網の整備や井倉地内の区画整理事業についても合わせて、その実現の可能性を検討してまいりたいと考えております。

水道事業について

本市の水道事業の歴史は古く、大正十二年に給水を開始して以来八十二年が経過し、この間、社会経済の発展と共に増加する水需要に対応するため、数回にわたる拡張工事を行い、市民生活や経済活動に欠かすことのできない良質で安定した、水道水の供給に努めてまいりました。

こうした中、平成十年三月に水道事業の変更認可を受け、給水人口、給水量、配水系統の見直し、また、老朽化した施設の更新、老朽管の布設替計画、維持管理の効率化など、多方面からの検討を加え、計

画目標を平成二十三年度とする「第九次都留市水道事業基本計画」を策定し、将来的にも「安全で安定した水道水」を供給することを目標とした施設整備を計画的・総合的に推進しているところであります。

一方、経営面につきましては、地方公営企業法の「独立採算制」を経営の基本原則として、なお一層の経済性・効率性・有効性を重視した企業経営に努力を重ねているところであります。今後、施設の減価償却費や企業債の償還金の増大等が見込まれると同時に、経済成長の鈍化やそれに合わせた人々のライフスタイルの変化により、給水収入は減少傾向にあり、当然収益の伸びも見込めず、水道事業の健全経営は大変困難な状況になっております。

また、簡易水道事業につきましても上水道事業と同様の理由により、大変厳しい財政状況にあります。

このため、都留市水道運営委員会に対し料金改定についての諮問を行ったところ、去る十月二十一日に「水道事業会計の収支状況を参酌すると共に、整備計画の推進を考慮すると、改定案は妥当なもの



である」との答申をいただいたところであります。

このことから、長引く景気低迷で経済状況は大変厳しいものがありますが、本議会において料金改定をお願いするものであります。

なお、実施にあたりましては、市民生活への影響を最小限に押さえるため、凍結防止等により水の使用量が多い時期を避け、平成十七年五月検針の三月使用料からとさせていただきます。また、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

都留文科大の 入試志願者について

過日、大学入試センターより来年一月に実施するセンター試験の志願者数は、前年より一万七千三百七十六人減の五十六万九千九百七十四人になるとの発表がありました。

これで、志願者数は二年連

続で減少することとなり、同センターは、志願者減の要因として「十八歳人口の減少」をあげております。

十八歳人口は来年度以降も減少傾向で、三年後には大学全入時代が到来し、大学を取り巻く環境はさらに厳しいものとなることが予想されております。

本学の状況につきましては、十一月二十八日実施の一般推薦入試、十一月五日実施の芸術・体育系推薦入試の応募が十一月十二日に締め切られ募集定員百七十五名に対し受験者数は五百八十四名で、前年より六十八名の減となりました。

この減少の要因としては、前年度の志願者が大幅に増加し、倍率が上がったことによ



り、受験生が敬遠したものと考えられます。

これからの大学経営は「教育の質の確保」は勿論のこと、今求められている需要に、いかに迅速・的確に対応できるかが、生き残りへの分かれ道になると思われますので、今後、行われる前期試験・中期日程試験の受験者の動向を注視し、その結果の分析を行う中で、来年度以降の受験生確保に向けた新たな取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、新潟県中越地震で被災した受験生への本学の対応であります。この地震で被災した本学受験生につきましては、入学検定料を免除することとし、新潟県教育長及び新潟県内の各高等学校長にその旨通知いたしました。

また、新潟県出身の本学在学学生に対し、それぞれの被害状況の調査を行うと共に、あわせてその被害状況に応じた支援を進めてまいりたいと考えております。

都留市立病院

について

市立病院は開院以来十五周年を迎え、多くの市民の皆様のご理解とご協力をいただき

ながら、疾病構造の変化や多様化する患者ニーズに対応するため、増科・増床を重ね、総合病院としての機能を備えた診療科十三科、病床数百四十床体制に整備拡充し、地域医療の中核病院として概ね順調に経営しているところであります。

しかし、度重なる医療法の改正等による診療報酬の引き下げなどが行なわれ、医療機関の経営状況は一段と厳しさを増しております。

社会経済状況の変化と共に、今後とも予想される様々な医療制度改革に対応するため市立病院としての理念やあり方を十分論議し、目指すべき将来像を定め、医療の質の向上、経営の効率化、患者サービスの充実、職員の意識や組織の改革などに総合的に取り組んで行くことが求められております。

その要となる病院の「長」として、本市出身で現在、「財団法人老人病研究所附属病院」の名誉院長であります大原毅氏に、平成十七年一月一日より常勤の名誉院長として、勤務していただくことになりました。

大原先生は、東京大学医学部を卒業後、東京大学附属病

院に勤務され、さらに「東京大学医学部外科学第三講座教授」、「国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院長」、並びに「附属看護専門学校」などの要職を歴任されております。

今まで培われました医師としての豊富な臨床経験や学術的知識、また、病院経営のノウハウとしての経験を生かしていただき、市立病院の経営に名誉院長として、その手腕を大いに発揮していただけると期待しているところであります。

ミュージアム都留

について

市制施行五十周年を記念して、平成十七年一月八日から開催を予定しております企画展「市民の奏でる楽器博覧会」

は、日頃、市民の方々が愛用している和楽器や洋楽器を紹介し、それぞれの楽器の歴史や音楽の変遷を写真などで展示すると共に、週末にはミニコンサートを開催し、様々な楽器の美しい音色を楽しんでいただきたいと考えております。

また、フランス画壇で活躍し、本市の名誉市民でもあります増田誠画伯の油彩画や版



画などを常設展示している「増田誠美術館」では、画伯がフランス国内で描いたニースの海水浴場やブルターニュの街並み、また、パリの街角などと共に、そこで繰り広げられる人々の哀歓や人間模様をスケッチした未発表の作品の中から二百点余を公開する「増田誠画帳展」を、十一月十八日から開催しております。

今回の展示は第一期と第二期に分けて、平成十七年四月十日まで開催し、画伯がスケッチした数々の貴重な作品を紹介することにより、画伯の作風や創作活動の原点がうかがえる興味深い企画展になっておりますので、この機会に画帳展を多くの皆様に鑑賞していただきたいと考えております。



議案議決結果

12月定例会

市長提出

議第66号	都留市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 条例制定の件	12月20日	可	決
議第67号	都留市水道事業給水条例及び都留市簡易水道事業 給水条例中改正の件	12月20日	可	決
議第68号	甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県 市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更の件	12月20日	可	決
議第69号	甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県 市町村総合事務組合規約中変更の件	12月20日	可	決
議第70号	都留市・道志村合併協議会の設置の件	12月 6日	可	決
議第71号	平成16年度山梨県都留市一般会計補正予算(第5号)	12月20日	修正可決	
議第72号	平成16年度山梨県都留市都留文科大学特別会計補正予算 (第3号)	12月20日	可	決
議第73号	平成16年度山梨県都留市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	12月20日	可	決
議第74号	平成16年度山梨県都留市老人保健特別会計補正予算(第2号)	12月20日	可	決
議第75号	平成16年度山梨県都留市下水道事業特別会計補正予算 (第3号)	12月20日	可	決
議第76号	平成16年度山梨県都留市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)	12月20日	可	決
議第77号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	12月 6日	同	意

議員提出

議員提出意見書案第10号	郵政事業経営形態に関する意見書	12月20日	可	決
--------------	-----------------	--------	---	---

一般質問

十二月十三日の本会議において、次の議員が一般質問を行いました。



谷垣 喜一 議員

○グループホーム

について

○都留市産業振興基本

条例(仮称)について

○学校敷地内完全禁煙

について

グループホーム

について

問 平成十六年六月に障害者基本法の一部が改正され、

障害を理由とする差別禁止の理念が法律に明記されるとともに、国及び地方公共団体の責務として、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を

谷垣 喜一 議員

杉山 肇 議員

小林 義孝 議員

回りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進することが明記されました。

今までの「障害者の日」であった十二月九日を、新たに「障害者週間」とし十二月三日から九日までと改め、日頃よりひとりでも多くの方に理解をしていただくよう呼びかけております。

また、障害者基本計画の策定を努力義務規定より義務規定とし、都道府県は公布日施行、市町村については平成十九年四月一日に施行とあります。

私は十一月に杉山議員・水岸議員と共に宝山寮、及び西桂にあります知的障害者が地

域で自立生活を送るグループホームを視察してまいりました。また、市内の病院職員の方とも意見交換をいたしました。障害者の自立支援に大切なのは地域の理解力と行政の推進力が最も大きく影響していると感じました。平成十七年の通常国会において、現在よりスマートな障害者福祉施策を目指し一元化が論議される予定になっております。ますます自立支援、社会復帰支援であるグループホームの位置付けが重要となり、市町村中心の一元化体制が求められようとしております。

そこでおうかがいいたしますが、都留市の現在のグループホームの状況、入居相談時における市の対応についてお聞かせ下さい。

答

国におきましては、知的障害者の地域における生活を支援するため、平成十二年知的障害者福祉法を改正し、知的障害者地域生活援助事業(グループホーム)を第二種社会福祉事業として社会福祉事業法に位置付けました。

その後、平成十二年六月には、社会福祉事業や社会福祉法人、また、措置制度などについて抜本的な見直しを行い、

障害者の福祉サービス制度を大きく変える内容を盛り込んだ、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」を成立させました。

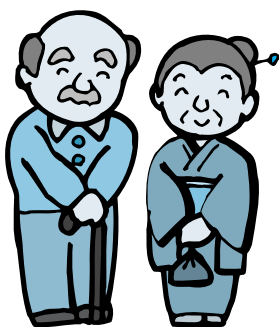
この改正により、障害者福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するため、これまでの行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」に代わり、新たな利用の仕組みとして昨年四月から、「支援費制度」がスタートいたしました。

本市におきましては、このような国の動きに対応し、いきいきプラザつる内へ「障害者支援センター」を設置し、専門相談員により、障害者の相談業務にあたり、共に、措置制度から支援費制度への円滑な移行に、努めてきたところであります。

また、本年六月、国は、障害をもつ人の社会への参加、参画をより実質的なものにするには、障害をもつ人の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を取り除くと共に、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるように支援することが必要であると見て、障害者基本法の一部を

改正したところであります。その内容は、議員ご指摘のとおり、障害者に対する権利の擁護や差別の禁止、普及啓発のため、これまでの十二月九日の障害者の日を、十二月三日から九日までの障害者週間に改めるとともに、市町村へ「障害者基本計画」の策定を義務付ける等の改正が主なものであります。

さらに、現在、年齢や障害の種類に係わらず対応可能な一元的な体制を整備するため、「障害者保健福祉施策の総合化」、「自立支援システムへの転換」、「制度の持続可能性の確保」の三本を柱とする「国の改革のグランドデザイン案」が、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会において、検討されているところであります。



おたずねの、本市におけるグループホームの状況であります。知的障害者地域生活援助事業としましては、平成十六年十月に開始された社会福祉法人宝山寮が運営するグループホームへ一名、社会福祉法人ムーブが西桂町において運営するグループホームへ一名、社会福祉法人星の里が北杜市において運営するグループホームへ一名、それぞれ入居し、共同生活を行いながら、授産施設等に通い自立した生活を送っております。

また、平成十四年度に県から事務移譲されました、精神障害者地域生活援助事業としては、医療法人回生堂病院が運営するグループホームに一名、医療法人日下部記念病院が運営するグループホームに一名、それぞれ入居しております。

次に、入居相談時における本市の対応についてであります。福祉事務所を相談窓口といたしまして、施設指導者と連携を密にする中、それぞれの障害の程度や障害者本人、家族の希望等に十分考慮し、障害者の方が施設での生活から、地域での自立した生活へと移行できるよう対応しているところであり、

都留市産業振興基本条例(仮称)について

近年、全国的に車社会の影響で郊外に大規模店舗の出店が多くなつてまいりました。そうした中、今までの中心市街地は客数の減少により商店街の中では閉店に追い込まれるところもあります。

本市でも大規模店舗やコンビニエンスストア、ファーストフード店等といった、いわゆるチェーン店が増えております。こうしたチェーン店は地元商店街組織に加入しない状況が多く見られます。

都留市発展に向けお互いに協力して、共に活性化を図るためにも、チェーン店の地元商店街組織へ加入義務付け、商店街主催のイベントへの協力を求めること等を盛り込んだ「都留市産業振興基本条例(仮称)」を設置していただきければ、市民憲章にある「たのしく働き、活気ある産業のまちに育てます。」との言葉がより身近になると考えますがいかがでしょうか。

お考えをお聞かせ下さい。本市の中心市街地は、古くから様々な都市機能が集積し、人々の生活や消費ま

た娯楽や交流の場としての長い歴史の中で独自の文化や伝統を育み、地域コミュニティの中心として重要な役割を担ってまいりました。

しかし、モータリゼーションの進展、消費者の行動パターンの変化、高齢化の進行などを背景として、居住人口の減少、郊外への大型店の進出、空き店舗の増加による商業機能の空洞化などにより、商店街としての求心力や活力が低下している状況にあります。

このような中、小売店の経営者は旺盛な企業家精神を持って自助努力に徹し、時代の変化や消費の多様化に対応した、専門性を生かした独自の品揃えや価格設定、また地域とのふれあいを深め、利便性を高めるなどの、各々が特色ある魅力に溢れた、店舗づくりを進めると共に、商店街としての明確で共通な目標を掲げ、組織の強化を図り、会員同士のコミュニケーションを密にして、相互の融合化を進め、広域的な競争に勝ち残れる強力な商店街づくりを推進することが求められています。

本市ではこれまで、リーディング商店街創出モデル事業や各商店街の環境整備への支援、ポイントカードによる購

買力促進事業、新規創業を目指す起業家へのチャレンジショップの開設、空き店舗対策事業、集客力を高めるためのイルミネーション事業、さらにS O H O 支援事業など、各種ソフト・ハード事業を実施し、伸びている木、また伸びようとしている芽を、支援してきたところであります。

ご質問の産業振興基本条例(仮称)の制定であります。本市の特色とも言える職・住・近・接を活かし、互いにその活力を高めあう「働きやすく、住みやすい産業地域社会」を実現するためには、商業、工業、農林漁業、観光を有効に結合させながら、地域の産業・経済の一体的な発展を図るためのビジョンを策定することが必要であり、また、産業振興に取り組む姿勢を市内外に明確にしていくためにも「産業振興基本条例」の制定は大きな意義があるものと考えておりますので、今後、研究・検討してまいりたいと考えております。

また、チェーン店等の地元商店街組織への加入についてあります。商店街とチェーン店等は地域経済を支えるほか、まちの賑わいや安全の確保、住民の生活の場などの



役割をとともに担っており、こうした役割を果たしていく上で両者が話し合いの場を持ち、円滑な協力関係をつくっていくことは重要なことと認識しております。

しかしながら、商店街組織の活動は自由な意思のもとで行われるものであり、組織への加入につきましては商店街組織、また未加入商店双方の自主的な努力が基本だと考えております。

こうしたことから、商店街組織には、未加入店舗の加入促進につながるような魅力ある商店街の事業に対し、商工会と連携する中、支援体制を強化してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を申し上げます。

学校敷地内完全禁煙

について

問 近年、喫煙自由から分煙、そして禁煙へとタバコをめぐり世界的な潮流が強まりつつあります。イギリスのありるコンピュータ会社では、タバコを喫煙しない人が就職条件になっているそうです。日本におきましても二〇〇三年

五月に施行されました健康増進法では、第二十五条に受動喫煙を防止する規定が明記されました。

日本は、WHO（世界保健機構）の「たばこ規制枠組み条約」に署名して取り組みが、同条約の批准が二〇〇四年五月、国会で承認されました。同条約は、条約発効五年以内にタバコの広告は原則禁止となるほか、タバコの包装面の三割以上を使って健康被害の警告表示をすることなど、生産から流通、消費まで幅広く規制する内容となっております。また、未成年がタバコ自販機を利用できなくなる措置などが含まれております。

こうした流れの中で、本市としても本年九月一日より実施している市役所を含めた公共施設の施設内禁煙が進んで

おります。

学校においては、父兄の方々より敷地内完全禁煙を望む声がでております。健康日本21に「教育関係者は国民に対する範として、自ら禁煙に努める。」とあります。保護者や地域社会とともにたばこ対策を考え、小・中学校、幼稚園、家庭、地域社会が連携して、たばこの被害から子どもたちの健康を守り、ひいては青少年の喫煙を防ぐことをねらいとしての敷地内完全禁煙の実施について、学校教育の中でタバコによる健康への害

について、教育長より今後の取り組みをお聞かせください。

答

タバコは、ガンや循環器系など多くの疾患を誘発し、世界的な保健医療問題となっており、昨年五月にはタバコによる健康被害を減らすため、WHO世界保健機構において「タバコ規制枠組み条約」が採択され、我が国においても、この条約の批准が平成十五年五月の国会で承認されたところであります。

これにより、タバコ消費抑制のために更なる規制が実施されることになり、平成十五年五月には、多数の者が利用する施設の管理者に受動喫煙防止の努力義務を課す「健康



増進法」が施行されました。

本市では、この法律の施行に伴い、市役所、病院、大学や社会教育施設など公施設においては、施設内での禁煙を推進し、施設利用者の健康の保持増進を図っているところであります。

一方、教育機関の禁煙に対する社会的な要請が高まり、現在、公立学校での施設内禁煙が全国的に広がっており、敷地内禁煙についても増加の傾向にあります。

こうしたことから、市内十小中学校では、施設内の禁煙を八校が、完全分煙を三校が実施し、山梨県での禁煙・分煙推進事業における、「禁煙・分煙認定施設」への認定

につきましましては、既に一校が認定を受け、他の学校においても認定申請を行うこととなっており、喫煙・受動喫煙の害から児童・生徒及び教職員

の健康を守るため、喫煙防止教育を推進しているところであります。

今後は、学校敷地内完全禁煙につきまして、学校、保護者、地域社会と連携して喫煙防止の対策が講じられるよう、前向きに検討してまいりたいと考えております。

また、学校教育の中での「タバコによる健康への害について」であります。これも、市内の各学校においては、平成七年五月の旧文部省通知「喫煙防止教育等の推進について」により、喫煙防止教育に取り組んできたところであります。

現在、小学校では、五・六年生が、中学校では全学年で、保健の授業や道徳の授業の中で「タバコの害について」の指導を積極的に行い、喫煙防止教育を推進しているところ

であります。なお一層の指導徹底が図られるよう努めてまいりたいと考えております。また、ご理解をお願い申し上げます。

杉山 肇 議員

- 行政のあり方について
- 水環境について

行政のあり方

について

問

過日、道志村議会において、いわゆる、法定合併協議会の設置に対する案件が否決されたことは、それぞれの将来を考えた時まことに残念であります。

道志村としての判断は、重く受け止めなければなりません。が、将来に大きな問題を残すことは間違いありません。

いずれにしても、これから都留市として単独で行く事になります。まずは、足元をしっかりとしたものになくしてはなりません。

この秋にかけ、国と地方による三位一体の改革に伴い、国のあり方、地方のあり方について、さまざまな議論がなされました。

中央官庁の強い抵抗があったといわれる中で、結局、金銭的には、補助金削減額が二兆八千億円余り、地方への税源移譲二兆四千億円余りとな

りました。

三位一体改革の起因が、国の七百兆を超える借金であることは、疑いのないことだと思いますが、今後、その波が私たち地方にも、さらに大きく降りかかってくることも、また、間違いないことだと思います。

市長説明にもありましたように、三位一体改革の本来の目的は、地方の自己責任、自己決定のもと、地方分権を進め、本来あるべき地方の姿にする為に、様々な改革を行うことだということに、まったく同感であります。

そういう意味で、政府の決定した三位一体の中身は、まったく不十分と言えるでしょう。しかし、時代は待ったなしです。今、何をすべきか真剣に考える必要があると思います。

そのような時代背景を考えた時、これから地方は、いかに自立していくかということがキーワードになっていくはずです。

限られた財源の中で、都留市のような小さい自治体がいかに自立していくか、そして市民と行政がどう係っていくかが、今後の大きなテーマになると思います。

そのためには、市民一人ひとりがタックスペイヤーとしての強い意識を持つことと、行政の抜本的な改革が不可欠であります。

私たちの住む、地方自治体は、半世紀の間、抜本的改革が行われず、たとえば、人口三万五千人の都留市と大都市東京とは、同じシステムで運営されています。

今までは、それでも、国や県からの補助金や交付金で何とか出来たでしょう。しかし、時代は、今、大きな転換期にあります。まず、ゼロベースからの抜本的な検証が必要ではないかと思えます。

そこでまず、市長説明にありました「第五次都留市長期総合計画」は、広い意味では都留市の自立につながるものだと思いますが、さらに強く、自立というものを前面に出し、「都留市自立計画」と言うような位置付けで行うべきだと思います。そうでなければ、早急に「都留市自立計画」を策定すべきだと思いますが、お考えをお聞きたいします。

当然ながら、自治体の主体は、市民にあるはずで、そういう意味で、今の市民と行政との協働というのも少し違和感を感じます。あくまでも、

市民が中心であるべきです。

そこで、自治体の主体である市民に、いかにそういった意識を持ってもらえるか。ひとつの案として、市に直接入る税金の1%、たとえば、市民税十一億円の1%、千百万円の使い道を市民自らが決める、いわゆる、一九九六年にハンガリーが創設した一パーセントルールなども、市民が少しでも市政を身近に感じ、きっかけになると思いますが、お考えをお聞きたいします。

今、都留市では、協働のまちづくりが各地区で進められています。宝地区でも近々立ちあがると聞いておりますが、市民主導のまちづくりは、地方自治の自立の為に、欠かす事の出来ないものであると思います。

地域の自立が都留市の自立につながるという観点に立てば、今後、地域のまちづくりを進めていくとき、どこまで行政が地域に対して自由度を与える覚悟があるのか、今、国と地方の三位一体の改革が、いづれ、地方と地域の問題に行くはずで、

市民主導のまちづくりが最終的にどういう形になるのか、また、それによって、行政のスリム化も図れると思います

が、行政はどういう形になるのか、「第五次都留市長期総合計画」の策定にあたっての基本的な考えをお聞きしたいと思えます。

答 本市では、これまで、市町村合併問題を避けて通

れない課題と受けとめ、関係市町村との協議を重ねてまいりましたが、結果的には、「市町村の合併の特例に関する法律」による特例措置が講じられる平成十七年三月末までに、合併を行うことは困難となりました。

また、国と地方の財政をめぐる「三位一体改革」は、単なる補助金削減や税源移譲ではなく、地方分権の推進や、国、地方を通じた予算改革、財政改革などを加速するとともにあると考えますが、今回、政府・与党による協議会において明らかにされた内容では、主要な部分は先送りされ、地方交付税の大幅カットなどの火種が残るものとなりました。

今後は、厳しい財政状況の中、地方分権は益々進み、多くの権限が付与されてくると考えられます。

その権限にふさわしい組織を整え、行財政経営の徹底したコスト削減に努め、職員の政策立案能力、法務能力を高

め、財政的にも、政策的にも自立した、住民ニーズに的確に、かつ迅速に応えられる行政を目指し、全力をあげて取り組んでまいりたいと考えております。

現在、本市では「個性輝く創造社会」、「持続可能な定常社会」、「互恵・共生社会」を、三つの目指すべき地域社会像として掲げ、地方分権時代の確に対応した、都留市第三次行財政改革大綱並びに、実施計画を定め、効率的で効果的な行財政経営に努めると共に、市民と行政がそれぞれの責任を果たしつつ、パートナーシップによる協働型のまちづくりの確立に努めているところでもあります。

この度、策定する新長期総合計画は、それらの目指すべき地域社会像を具現化するための基本方針として制定する



ものであり、議員おたずねのとおり、地方分権時代にふさわしい個性的で自立的な連帯感あふれる地域社会の実現に向けた、まさに自立計画となるものと考えております。

次に、市民に対する市政への一層の参画を促す手法として、納税者が税金の一部使途指定をおこなうことで、NGO等への財政的支援を目的とするパーセント法の導入についてであります。

今日、人類史的ともいえる変革の時代を迎える中、まちづくりや公共サービスの提供は、行政のみが行うのではなく、市民・コミュニティ組織・ボランティア・NPO・民間セクターなど、すべての個人や団体が自らの意思で積極的に参加・参画し、協働の理念のもとに、実践することが求められております。

そのため、市民と行政が役割分担や協力関係を見直し、共に考え、共に行動し、共に創る、協働のまちづくりを推進することが喫緊の課題であると考えております。

私は、市長に就任以来、市民一人ひとりが主役のまちづくり「市民自治つる21」を政策の基軸に据え、これまで団体のための「市民委員会制度」、

学校のための「個性を育む学校づくり」、自治会のための「特色ある自治会づくり」、地域のための「協働のまちづくり」などの制度を創設し、市民の参加と参画を促すシステムの構築に努めてまいりました。

このパーセント法は、ハンガリーで創設され、現在、ヨーロッパの複数の国で導入されておりますが、国内においても、同法をヒントに、NPOや市民活動団体への支援制度として、一、二の自治体でその導入が検討されております。

今後、同法の趣旨を踏まえる中、その手法や導入の可能性について、調査・研究してまいりたいと考えております。

なお、協働の言葉の内容としては、まちづくりはその実



践の中で、市民の自覚が高まり、初期の市民参加から、市民協働、市民主導、市民主体へと移行するものであり、その流れ全体を広い意味で、「市民協働」と呼んでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、協働を理念とする本市のまちづくりの今後の展望と、第五次長期総合計画の策定にあたっての基本的な考えについてであります。

本市における協働のまちづくりは、お互いに顔の見える範囲に住む人々が、学びを通して、そこに横たわる様々な問題や課題を発見し、その解決に努め、住み心地の良い、また、住むことに誇りと愛情の持てる地域社会を創造することを目的として、平成十三年に東桂地域をモデル地区に、着手いたしました。

本年六月には、禾生・谷村地区において、推進母体となる協働のまちづくり推進会がそれぞれ立ち上がり、現在は、宝・盛里地区においても、設立に向けた準備が開始されております。

地方分権時代を迎え、市は、県・国への依存体質から脱却し、自己決定・自己責任のもとで、自らが政策立案能力や

公会計能力を高めていくことが不可欠となっております。

また、多様で複雑な地域課題を解決していくためには、行政だけでなく、市民自らもあらゆる領域の中で、社会を改善するために努力する能力を身に付け、自治能力を高め、地域社会の活力をつけていくことが重要となり、そのための具体的な手段、過程が「協働」といえます。

市民と行政が協働することによって、お互いに自己改革と役割分担の明確化を進め、地域の実状に応じた自己決定と自己責任の原則による質の高い分権型社会を実現していくことが、今、まさに、住民と最も近い関係にある市町村に求められていることであり、また、このことを通じ、議員ご指摘のとおり、行政のスリム化に拍車がかかるものと考えております。

第五次長期総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三部構成で、基本構想は、平成十八年度を初年度に、平成二十七年を最終目標年度とする十ヶ年計画とし、基本計画は、近年の社会経済情勢の目まぐるしい変化に柔軟にかつ迅速に対応出来るものとするため、前半の五年を前期、

後半の五年を後期として策定することいたしました。

計画案の策定にあたりましては、限られた財源と人的資源を有効に活用し、あわせて、職員の法務能力・財務能力・政策形成能力の育成を図るため、これまでのシンクタンクなどへの外部委託を改め、職員が主体となり策定するものとし、また、市民と行政のパートナーシップによる協働型まちづくりを具体化するため、

市民の意見や提言が十分に反映できるよう、市民まちづくり会議を発足させるなど、市民と職員の手づくりによる新長期総合計画を策定してまいりたいと考えております。

水環境について

十一月二十一日付けの新聞に、生活排水処理率に

ついての記事が載っております。この中で山梨県は、処理率が六三%にとどまり、全国平均の七五・八%を一〇ポイント以上も下回っており、とくに、市町村別の処理率が、都留市、西桂町、道志村に至っては、三〇%に満たないと報じておりました。

現在、都留市としても下水道事業を進めておりますが、下水道整備の本来の目的は、

水質の保全であり、私たちが都留市の恵まれた水資源、水環境を守ることにあると思います。そういう意味で、今、進めている下水道事業は、余りにも遅いと感じております。そこでまずおうかがいいたします。

都留市内の下水道計画区域がすべて下水道になるのはいつになるのかお聞きいたします。

環境を第一に考えれば、費用対効果プラスそのスピードも大きな要因になってくるはずです。

道志村では、現在、生活排水処理率は二四・九％に留まっておりますが、三年前から、環境省の市町村整備推進事業をとり入れ、平成二十七年までに一〇〇％にする計画を持っております。また、中山間地である大和村が処理率九〇％を超えているのは、市町村整備推進事業をいち早くとり入れたからであります。

政府は、縦割り行政の弊害が指摘されている生活排水処理に関して、国土交通省の下水道事業、農林水産省の農業集落排水事業、環境省の合併浄化槽事業などの補助金を、交付金化して、それぞれの事業に使えるように改め、各自



自治体がそれぞれの実情に合った使い方が出来るようになります。

このまま下水道事業が計画通りのスピードで、進んだ場合、下水道の先行する市街地だけ生活排水が処理されることになり、たしかに汚れた生活排水は、市街地の小さい河川に流れなくなり、その水は、遠く梁川で桂川に戻ることになります。残された地域の水は、未処理のまま地域の川へ流れ込むことになり、環境にとっては、まったく逆の方向へ向かってしまいます。いずれにしても、水環境を守る事は、次の世代へとつなげる問題であり、いまの私たちに課せられた最大の課題であると思います。

お考えをお聞きいたします。都留市では、現在、河川の水質検査を年二回、市内二十ヶ所で行っておりますが、

いずれもかなりの水量がある河川であります。水量が多いと言う事は、汚れに対する許容量が大きいと言う事で、言いかえれば、それらの河川の水質が悪くなったときには、もう手遅れであると言えます。

今、山梨県でも都留市内の朝日川の落合橋、大幡川の流末、杓柄流川の流末で水質検査を行っており、その結果をホームページで公開してまいります。

都留市における二十三箇所での水質検査が、水質汚濁の監視が目的であるならば、BODの値ではなく、BOD負荷量で表すべきであり、市民に対する啓発であるならば、市街地や人家に近い小さい河川を対象にするべきだと思いますが、お考えをお聞きいたします。

答 住民が健康で安全で快適な生活を送るうえで大切な河川や排水路等の公共水域の水質を保全し、恵まれた水資源を守り自然環境を創造することは、人と自然の共生を目指す本市にとって、重要な分野であります。

また、そのことは地域にとどまらず、地球的規模の広がりとするべきであり、将来の世代にわたる大きな課題でもあります。

そのため本市では、住民生活や環境保全に重要な生活排水処理対策として、浄化槽整備補助事業と下水道整備事業を推進しており、本年四月からは、下水道による生活排水の処理が開始され、生活排水処理率も徐々に向上しております。

「現在の下水道整備全体計画区域の整備を終えるのは、いつ頃か」とのご質問ですが、現下の国や地方自治体を取り巻く財政状況などから推測しますと、当初の施工計画の倍程度の期間が必要になるものと考えられます。

一刻も早い、住環境の向上や自然環境の保全という観点から考えますと、生活排水処理整備事業は、下水道事業に捕らわれることなく、浄化槽個人設置型事業・浄化槽市町村整備事業、また、農業集落排水整備事業等、様々な手法を研究・検討し、取り入れられるものは取り入れ、効果的・効率的、しかもスピード感ある整備を図る必要があるものと考えております。

また、従来の下水道整備全体計画につきましては、社会経済や環境などを取り巻く諸般の情勢を考慮する中「役割分担・コスト管理・時間管

理・整備効果等の点検見直し方針」に基づいた「全体計画の縮小見直し」を行うと共に、新たに国の関係省庁が連携して支援し、市町村の裁量により事業間での流用可能となる「汚水処理普及対策助成金制度（仮称）」の創設が予定されておりますので、これらを視野に入れた各種整備方法等についても検討を行っております。

今後は、国・県・桂川流域関係市町村との調整・協議を進め、「下水道全体計画変更」の申請を行うと共に、下水道計画区域から除外する区域に必要な「新たな生活排水処理整備計画」の作成に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、生活や環境の保全、また、創



造という大きな事業であり、まず生活排水整備事業は、多くの年月と経費が必要であり、厳しい先行きが予想されますが、今後とも市民の皆様の一層の理解と協力をいただきながら、積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、河川の水質検査についてであります。現在、市内の主要八河川、二十三箇所について、BOD（生物化学的酸素要求量）、DO（溶存酸素量）など七項目の検査を実施しており、その結果につきましては、広報により毎年市民の皆様に、お知らせをしているところであります。

その汚濁の状況は年により数値に若干の変動はあるものの、全体としては改善傾向にあります。

議員ご指摘の、BOD負荷量での表示につきましては、河川の汚濁状況をよりの確に捉えることができるかと考えますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

また、街中を流れる小河川の調査につきましては、汚濁のきめ細かな状況把握が可能になるとともに、市民への啓蒙・啓発効果の向上も考えられますので、既に実施している調査箇所の見直しも含め、

検討をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

小林 義孝議員

○都市計画道路の見直しについて

○小規模業者の登録制度について

○学童保育の保護者負担について

○防災カレンダーの配布にあたって

都市計画道路の見直しについて

見直しについて

問 十二月三日付の新聞に甲府市が大幅な都市計画道路の見直しに着手したとありました。都留市でも横町天神通り線のようにその計画線に文化会館が立てられた時点で、この計画が絵に描いた餅となつたものもあります。

それからすでに三十年がたちます。事業計画が具体化しないまま、地権者は建築や土地利用が制限されてきたことは甲府市と同じだと思います。

計画が道路整備の基本として生かされ実現した道路もある、それなりに評価しつつ、役割を終えたものとして根本的な見直しが必要だと思います。都市計画マスタープランにも「見直しを検討する」と書かれています。

引き続き計画を進めているもの、断念すべきものなどを明らかにし、市民に示すべきではないでしょうか。

答

今日、市民の生活の場である「都市」には、安全性や利便性、快適性などの面から一層の環境の向上が強く求められております。

道路は、そこに住み活動する全ての人々が利用する最も基本的な施設であり、歩行者や自転車、自動車の交通を円滑に処理することにとどまらず、都市構造の骨格を形成し、土地の有効利用を促進すると共に、日照、採光、通風のための空間として、また、地震・火災など、災害時の防災空間として、さらに、上下水道や電気、電話などのライフラインを収容する機能を合わせ持つ、市街地の発展を支える公共空間として、大きな役割を担っております。

本市の都市計画街路は、昭和三十一年に姥沢川通り線など七路線が都市計画決定され

たのを始めとし、その後五路線が追加され、現在十二路線約二十四キロメートルが指定されております。

これらの街路のうち、国道バイパスを始め、天神通り線や姥沢川通り線、四日市場古川渡線などについて長期にわたり整備が進められてきたところでありますが、その沿線における効果を見ますと、地域の持つ潜在的能力を顕在化させ、その活性化に多大な役割を果たしていることが明確であります。

しかし、これらの路線の実現には膨大な費用を要することから、当初の指定以来五十年近くが経過した現在でも、整備された区間は全線供用開

始されており、二路線と一部供用されております。三路線を合わせ、約七キロメートルに過ぎず、全路線の実現には非常に大きな困難が予想されている状況であります。

おたずねの都市計画道路の見直しにつきましては、平成十四年から十五年にかけて多くの市民の皆様にご参加いただき策定いたしました、都市計画マスタープランの中で「社会経済が大きく変化し、国、県、市とも財政的に厳しい状態の中で、より効率的で効果的な事業の推進を図ることが必要」ことから計画の見直しを検討することとされ、今後の本市の都市計画に関する基本的な方針として確認されたところであります。

都市計画の目的は、市民が安全で快適な生活を送り、企業などが効率的な経済活動を営めるよう都市の計画的な発展を図り、よりよい都市を創造することにあります。

しかし、何を良いと判断するかは都市の成り立ちや、その時代の社会経済状況、また、そこに住む人々の考え方、企業の活動目的などにより、異なるものであり、こうした価値観を調整しながら、今後、都市計画道路の変更あるいは



廃止について、調査・研究してまいりたいと考えております。

小規模業者の登録制度について

問

先日、ある市のホームページを見ているところ、小規模業者に仕事を割り振る制度があるのを知りました。

大きな工事の入札に参加できない業者が、市に登録をしておけば、五十万円以下の仕事を請け負えるという制度です。正式には「小規模工事等契約希望登録制度」といいます。一種のワークシェアリングでしょうか。不況に苦しむ零細企業に市が直接手をさしのべるといふ意味があります。制度の立ち上げについて検討を求めるものです。

答

「小規模工事等契約希望者登録制度」は、資格審査（いわゆる入札参加有資格者登録）を受けている事業者以外で、「小額で内容が軽易な契約」の受注・施工を希望する事業者を登録し、市町村等が発注する工事、修繕等のうち小規模な物件について、業者選定の対象とすることにより、小規模事業者の受注機会を拡大を図ることを目的とし

たものであります。

本市では、建設工事等を発注する場合は、事業者から入札参加資格審査申請書を提出していただき、有資格者名簿に登録された方の中から工種や規模に応じて入札の指名や見積もりの依頼を行っております。

また、小規模な修繕工事等を行う事業者につきましては、建設工事の受付とは別に、「物件の供給」の中で「修繕」の業種を設け、経営規模等評価結果通知書や営業経歴書、財務諸表等の提出を省略した「小規模工事等契約希望者登録制度」と、ほぼ同様の申請により随時受付けをし、小規模な修繕工事で、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なものについて発注を行っており、現在十五の市内事業者が登録しております。

議員ご指摘の市内零細業者へ市が直接手を差しよべる方法についてであります。今後とも、市内の小規模事業者の受注機会の拡大を図るため、広報やホームページを活用し、受注希望を持つより多くの業者に登録していただくよう広くお知らせすると共に、必要に応じて制度の改善や他の制度の導入についても入札・

契約制度検討委員会において、研究してまいりたいと考えております。

学童保育の保護者負担について

問

都留市の学童保育は実施から約二十年がたちま

た。長い間谷一小学校一ヶ所だったのが本年は五ヶ所になりました。県下、あるいは周辺の自治体での実施状況をみるとまさに隔世の感があり、学童保育が社会的に認知されたいことを実感します。

一九九八年に放課後児童健全育成事業として法制化されてから急速に拡大され、昨年五月現在、全国二千三百二十自治体一万三千七百九十七ヶ所、五十四万人の児童が保育されているといえます。少子化に歯止めをかける子育て支援の太い柱の一本としての役割を果たしています。

都留市の学童保育についての全体的な評価は別の機会にすると、特に検討しても

らいたいのには保護者負担です。他の自治体では保護者から徴収するお金はゼロとか、二千円のおやつ代程度にとどめています。都留市の場合、他に例のない七千円という高額で



す。

小学校は義務教育であつても保護者負担はあります。その上での七千円は重い負担といわなければなりません。市の負担を増やし、保護者負担を軽くするよう検討を求めるものです。

答

放課後児童健全育成事業（学童保育）につきましては、小学校低学年を対象にして、保護者が共働き等により昼間家庭にいない児童の健全育成を図ることを目的として、平成九年六月「児童福祉法等の一部改正に関する法律」が成立し、平成十年四月より児童福祉法及び社会福祉事業法に位置付けられる、事業となつたところであります。

本市における学童保育の状況につきましては、昭和五十九年に谷村第一小学校区の

「さわやか教室」が、本制度発足以前に開設され、その後、平成十三年四月に宝小学校区に「宝じやりんこの会」、平成十五年四月に東桂小学校区に「桂っ子クラブ」、それに、禾生第一小学校区に「なかよし教室」、平成十六年四月から禾生第二小学校区に「わんぱく教室」が開設され、現在、五学区において学童保育事業が実施されており、それぞれのクラブは、協働の精神に基づき地域の協力をいただくなかで、地域の特性や自主性を活かすと同時に、家庭や地域の教育力を高めることを目的とした「民立民営方式」により運営されているところであります。

今後は、地域ニーズを十分に把握するなか、全小学校区での開設を目指してまいりたいと考えております。

おたずねの保護者負担金であります。現在、県内には三十五の市町村が学童保育を実施し、それぞれの自治体により負担金の額は異なつているところであります。

本市におきましては、多様で高次、しかも選択的な公共サービスが次々と発生している現況のなか、それらの行政サービスへの対応を考える際、

「民間で十分対応できるものは、民間に委ねる」次に「行政が仮にそのサービスの生産主体になることを選択したとしても、その費用負担については、税金で賄うことにならない」という二点をポイントとしております。

したがって、費用負担については、「利用者の負担能力」や「利用する人とならない人との間の公平性の確保」、さらに「資源の有効利用」といった尺度で、検討し決定しております。

そのような基本方針に沿い、各クラブの運営補助金について検討いたしました結果、交付税や補助金、また、市税の減収など、財政状況は一段と厳しさを増しておりますが、子育て支援の重要性に配慮すると共に、指導員体制の充実や保護者負担金の軽減等への対応として、本年度一クラブあたり三十万円を増額し、百五十万円を運営補助として助成させていただいたところでありあります。

今後とも、地域や保護者会の協力による「民立民営方式」を、持続していくことは、各クラブが、それぞれ自主自立を基本とした特色ある自由度の高いクラブづくりが出来る

と共に、多様化するニーズに迅速・柔軟にこたえることで自尊心と共に、他者と協力して、より良い社会を創っていかうという社会力を持った子供たちを、育てることにつながるものと、確信いたしております。

防災カレンダーの 配布にあたって



来年の、市のカレンダーのテーマを防災にしたのは時宜を得た企画だと思います。

台風や地震の被害が大きかった今年、被災者のご苦労に思いを馳せるとともに、自らの住む都留市はどの程度災害の危険があるのか、また、その備えはあるのか、真剣に考える機会になりました。新年のカレンダーは、これまで、おそらく一部の人しか知らなかった土石流発生危険箇所が示されています。都留市も災害の歴史を考えたときに、決して安全なところばかりではないことを承知しておくべき

で、その意味では大変なアピールになるのではないのでしょうか。その上で、個人でできる備えは別として、公で対応すべきことはできるだけ早く、計画的にすすめるべきだと思



います。いま、そういう立場から、市の取り組みはどうなっているでしょうか。危険箇所数と対策済み箇所数について全容を明らかにするよう求めるものです。



本年は、その被害状況につきましましては、所信でも述べさせていただきました、新潟県中越地震を始め、記録的な頻度で上陸した台風、さらに新潟・福島豪雨、福井豪雨等により、多くの災害が発生いたしました。

なかでも十月二十日の台風二十三号は、全国各地に大きな爪跡を残し、死者九十三人、行方不明者三人、家屋の全半壊千五百五十五棟、床上浸水二万千八百六棟などを数え、市

民生活に甚大な打撃を与えました。

幸い本市におきましては、心配した大きな被害はありませんでしたが、こうした自然災害は他人ごとではありません。

自然災害の発生をなくすことは、我々には不可能であります。

その被害を最小限に食い止めることは、市民一人ひとりが常に防災に対し、高い意識を持ち、また、普段からの備えを行うことによつて十分可能であります。

そのことをご理解いただくため、この度、防災カレンダーを作成し、市内全戸に配布したところであります。

ご質問の危険箇所につきましては、現在、土石流危険溪流が百二十七箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が百二十箇所であり、防災対策の済んだ箇所は土石流危険溪流につきましては二十九箇所、急傾斜地崩壊危険箇所につきましては三十箇所となっております。

こうした危険箇所につきましては、毎年六月に富士北麓・東部地域振興局都留建設部と連携し、危険箇所のパトロールを実施すると共に、八月には警察・消防など都留市

防災会議条例に基づく関係機関の職員で危険箇所の調査を行い、災害の防止に努めるところであります。

今後も防災対策の済んでいない危険箇所の工事施工につきましては、早期着工を関係機関に強く働きかけてまいります。

また、こうした危険箇所につきまして、山梨県では平成十三年四月一日施行された、土石流警戒区域等における土石災害防止対策の推進に関する法律に基づき、急傾斜地崩壊、土石流、及び地すべりについての基礎調査と土石災害警戒区域及び土石災害特別警戒区域の指定をするため、砂防、土質、都市計画、法律、建築、行政の各分野からなる検討委員会を今月設立することとし、私も行政分野の代表として、この委員会の委員に加わるよう要請を受けておりますので、その場においても市民サイドに立った意見や提言を行ってまいりたいと考えております。

今後も引き続き、安全で安心して生活できる環境づくりのため、市民と協働し努力してまいります。

三 常 任 委 員 会 合 同 研 修



議会は、十一月十七日から十九日にかけて徳島県小松島市・阿南市、香川県善通寺市において、総務常任委員会、社会常任委員会及び経済建設常任委員会の三常任委員会合同研修を行いました。

◎総務常任委員会は徳島県小松島市において、「自分たちの街を自分たちで守ろう」をスローガンとして、女性の特性を生かした安全で災害に強いまちづくりをする、女性消防隊による安全で災害に強い地域づくりについての研修を行いました。

◎社会常任委員会は香川県善通寺市において、保護者・生徒が目標を持って学校を選ぶ意識を確立し、責任感を高め、学校の情報を積極的に開示することにより、教育方針や実践活動が常に評価を受け、教師や生徒に緊張感が生まれ、学校間により意味の競争意識が醸成される事が期待される、中学校入学選択制度について研修を行いました。

◎経済建設常任委員会は徳島県阿南市において、市の花であるひまわり、美しい清流那賀川、橘湾の雄大なリアス式海岸をイメージした複合遊具。

また、自然の地形を生かした多目的芝生広場や遊歩道を中心に、子どもからお年寄りまで、市民が気軽に運動や遊びに親しみながら、健康づく



り、人との交流、心の安らぎが得られる公園等、都市づくり・まちづくりについて研修を行いました。

この研修の成果を、今後の委員会活動で積極的に生かしていきたいと思っております。

議員定数等調査特別委員会が

設置されました

十二月二十日の本会議において、議員定数等調査特別委員会が設置されました。

この委員会は、地方分権・行政改革の一環として、真に本市の適正な議員定数等を調査するために、議長をオプザーバーとし、議長を除く全議員によって構成され、委員長に小林歳男議員、副委員長に小俣武議員が選任されました。

請願の審査結果

▼平成十六年請願第五号(採択)

郵政事業経営形態に関する請願

請願者

山梨県都留市四日市場一〇四

北村 忠 義 ほか

▼平成十六年請願第六号(継続審査)

利用料負担の大幅増など介護保険の

改善に反対し、改善を求める請願

請願者

山梨県都留市田原二一五―二八

都留市の福祉と医療をよくする会

小石沢 光 男

▼平成十六年請願第七号(継続審査)

生活保護・国民健康保険・児童扶養手当・

義務教育費の国庫補助削減の中止を求める請願

請願者

山梨県都留市上谷六一七―二四

新日本婦人の会都留支部

依田 滋子

意見書

議員提出意見書第十号

次の意見書が可決され、関係各機関へ送付されました。

郵政事業経営形態に関する意見書

現在、郵政事業のあり方について、民営化など経済性優先角度から論議されており、必ずしも民意に沿った方向に動いているとは思えない。

郵便局は、郵便・貯金・簡易保険事業の三事業一体での公的サービスを通じて地域社会に密着したサービスを提供しており地域になくはならないものである。

仮に、民営化が進められることにならば郵便サービスは、大都市など採算を重視した収益性の高い地域に集中し、採算の取れない郡部ではサービスの低下のみならず、郵便料金の値上げも懸念されることである。

また、国民の経済生活の一部となっている多くの郵便局の廃止も考えられ、郵便貯金や簡易保険の利用にも不便さが生じ、これまでのサービスを受けられ

ない恐れがあり、生活に与える影響も大きなものがあると思われる。

独立採算制で、非営利の郵政事業の経営形態を変えることは、あまねく公平の原則が失われ、都市部と郡部の格差が拡大し、国土の均衡ある発展等を臨むべくもない。

つきましては、国においては、郵政事業がこれまで果してきた役割を考慮し、今後とも国営、非営利の公社を維持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年十二月二十日

山梨県都留市議会議長

近藤明忠

提出先

衆議院議長、参議院議長、

内閣総理大臣、総務大臣

請願・陳情の提出方法

市議会へ請願、陳情を提出しようとする方は、次の要領で提出してください。

- (1) 件名・要旨及び理由を記載してください。
 - (2) 提出年月日、申請者の住所、氏名（法人の場合は、その所在地及び代表者氏名）を記載し押印してください。
 - (3) 請願書には、その表紙に紹介議員の署名、押印が必要ですが、陳情書には紹介議員は必要ありません。
 - (4) 道路、河川、水道など場所に関するものについては、案内図や略図等を必ず添付してください。
 - (5) 請願、陳情はいつでも受け付けていますが、なるべく定例市議会開会日の四日前位までに提出してください。
 - (6) なお、定例市議会は三月、六月、九月、十二月の年間四回開会されます。
- その他不明な点については、議会事務局へお問い合わせください。

(四三) 一一一 内線 三〇〇・三〇一

請願書の様式

(表紙)

〇〇〇に関する請願書

紹介議員〇〇〇〇 印

(本文)

件名 〇〇〇〇に関する請願

(請願の趣旨)

右地方自治法第二百二十四条の規定により提出します。

平成〇〇年〇月〇日

請願者 住所・氏名

印

都留市議会議長〇〇〇〇様

傍聴への

お誘い

市議会の様子を知らずには、なんといても議会を傍聴することが一番です。

あなたも議会を傍聴してみませんか。

傍聴は、本会議の当日に所定の受付簿に住所・氏名などを記入するだけでできます。

次回の定例会は三月に行われます。

あなたの選んだ議員が、あなたの立場に立って活躍している姿をごらん下さい。

詳しくは議会事務局まで。



人事案件

教育委員会委員に

富山克彦氏

三枝泰清氏

十二月六日の本会議で教育委員会委員の任命について、議会の同意を求める議案が提出され、満場一致で富山氏・三枝氏が同意されました。

○都留市上谷四丁目

二番一二号

富山克彦

昭和十六年七月十三日生

○都留市桂町一四三七番地

三枝泰清

昭和十四年一月三日生



議会日誌

十月

1日(金) ○民生委員推薦会委員

委嘱状交付式

19日(火) ○山梨県議定会正副会長

事務局長会議

26日(火) ○関東市議会議長会第1回

理事会(東京都港区)

28日(木) ○平成16年度南都留地区

戦没者遺族大会

29日(金) ○都留市・道志村任意会合併

協議会第7回会議

十一月

2日(火) ○山梨県市議会議長会

第22回定期総会(山梨市)

3日(水) ○文化祭式典

6日(土) ○第23回都留市社会福祉

大会

9日(火) ○広域行政圏市議会協議会

第53回理事会

11日(木) ○全国市議会議長会第77回

評議員会

12日(金) ○都留市戦没者慰霊祭

(東京都千代田区)

15日(月) ○都留市田原十地区画整理

事業竣工式及び

17日(水)~19日(金)

都留文科大学前駅開業式

17日(水)~19日(金)

○3常任委員会合同研修

(徳島県阿南市・小松島市

香川県善通寺市)

25日(木) ○都留市・道志村任意会合併

協議会第8回会議

十二月

1日(水) ○議会運営委員会

6日(月) ○12月定例会 (開会)

13日(月) ○12月定例会

(一般質問)

15日(水) ○総務常任委員会

○社会常任委員会

16日(木) ○経済建設常任委員会

20日(月) ○12月定例会 (閉会)

次回の定例会は、**三月に**開会予定です。

お問い合わせは、**議会事務局**まで

電話 四三一一一一

内線 (三〇〇・三〇一)

政治家の寄付は禁止 有権者の寄付要求も禁止

1 政治家の寄付禁止

政治家(候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者)は、選挙区内にある者に対して寄付をすると処罰されます。



2 政治家に対する寄付の勧誘・要求の禁止

有権者が、威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄付を求めると処罰されます。



4 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して年賀状等のあいさつ状(答礼のための自筆によるものは除く)を出すことが禁じられています。



5 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援会が、選挙区内にある者に対して、有料のあいさつ広告を出すると処罰されます。



6 公民権の停止

1、2、3および5によって処罰されると、公民権停止の対象となります。



3 後援団体の寄付の禁止

後援団体が選挙区内にある者に対して花輪、香典、祝儀などを出すると処罰されます。

